

我が子に会いたい親の会 主催 公開ミーティング

## 被災地における公的面会交流支援に関する 地方議会から国への意見書の提出について

平成23年5月、国内では民法766条が改正され、離婚後の別れて暮らす親子の面会交流が明文化されました。また、平成25年6月には、国際結婚が破綻した夫婦間で子供の奪い合いが起きた際のルールを定めた「ハーグ条約」に加盟するための関連法案が成立し、年度内にも加盟の見通しとなりました。

これらは、いずれも親子の権利条約等の国際基準に基づき、夫婦が別居や離婚の決断を下したとしても、子どもにとっては実の両親こそが依然として親であるとの原則に基づく、国内法の調整と言えます。

こうした流れの中、今後は「離婚後の共同親権化」に向けた国内法改正論議が高まってくると考えられます。

今回の公開ミーティングでは、上記の大きな流れに有りながらも、なかなか遅々として進まない公的面会交流支援の実状に鑑み、被災地から国に対し、公的面会交流支援事業の実現に向けた意見書の進達を行なうべく、具体的な検討の機会を持ちたいと思います。

つきましては、支援者、当事者の方々を始め、広く離婚と子どもの問題に興味ご関心のある皆様方のご参加を歓迎致します。

### 1、内容

\* 運営委員会(13時半～14時15分)

(1)はじめに:主催者あいさつ(14時半～)

(2)話題提供「被災地における公的面会交流支援に関する  
意見書進達の請願について」(14時45分～16時15分)

話題提供者:小野寺淳一(仙台市議)、土井浩之(弁護士)他

\* 被災地および国内における公的面会交流支援事業の現状と今後について 意見書進達のねらいと方法について 等

(3)おわりの挨拶(16時15分)

\* 懇親会:17時～、同会館内2階の中華レストラン「東龍門」を予定

2、日時:平成25年11月24日(日) 14時半～16時半 (開場14時15分)

参加費: 1,000円(資料代として) (定員20名)

(参加をご希望の方は、我が子に会いたい親の会まで早めにご連絡下さい)

3、場所:東京エレクトロンホール宮城 503教養室

〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-3-7 TEL:022-225-8641 FAX:022-223-8728

4、連絡先:我が子に会いたい親の会

携帯電話:090-7334-7361 ファックス:0463-67-6297

メール:[yandk55@gmail.com](mailto:yandk55@gmail.com) 公式HP <http://wagakonokai.jimdo.com/>

